

# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 緑の基本計画の概要

### (1) 緑の基本計画改定の背景と目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、中長期的な展望も踏まえた緑に関する総合的な計画のことで、

本市では、平成10(1998)年3月に旧姫路市において「緑の基本計画」を策定し、平成24(2012)年3月には平成32(2020)年度を目標年とする「緑の基本計画」に改定されました。

その後約10年を経る中で、本格的な人口減少社会の到来や多発する自然災害など、本市を取り巻く環境は大きく変化してきています。

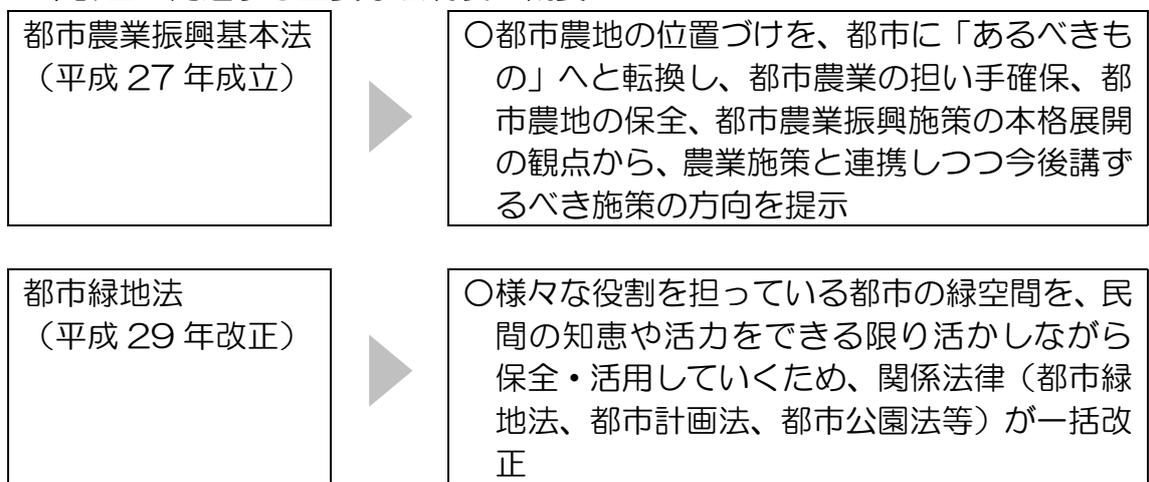
公園緑地分野を巡っても、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法などが改正され、「都市公園\*の再生・活性化」「民間活力の活用」などの視点が重視されるようになりました。近年では、グリーンインフラ\*の創出に向けた事業が創設されるなど、公園緑地が有する多様な機能を引き出して、戦略的に地域課題の解決を目指す動きが活発化しています。

このような中、緑の基本計画の上位計画である「姫路市都市計画マスタープラン」が平成27(2015)年3月に改定されたほか、本市の最上位計画である「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2030」が令和3(2021)年4月から新たにスタートします。

その他、本市においては長期未整備都市計画公園\*の廃止や、姫路市パークマネジメントプランの推進にも取り組んでいます。

今回、このような様々な状況の変化に対応するとともに、上位計画等と一体となった緑のまちづくりを推進するために、「緑の基本計画」の改定を行いました。

### ＜本計画に関連する主要な法制度の概要＞



文中の※印は、参考資料1(用語説明)に記載のある語句

## (2) 旧緑の基本計画の達成状況等

### 1) 目標値の達成状況

旧緑の基本計画では、基本方針で定めた3つの項目に合わせた目標値を設定していました。目標値の達成状況を整理すると、次のようになります。

#### ①「みんなで守る緑」の目標（緑被面積）

「みんなで守る緑」の目標として、「緑被面積の維持により、緑の持つ防災機能や環境保全機能等の多面的な機能について今後とも同等の機能を確保していくことを目指します」としていました。

目標値に対する現況値は下表のとおりで、緑被量としては、概ね現状維持が図られています。

表 緑被面積の目標と現況値

	旧緑の基本計画策定時 (平成22年度)	目標年 (平成32年度)	現況 (令和元年度末)
全市域	30,680ha	30,680ha	30,770ha
都市計画区域*	12,270ha	12,270ha	11,980ha

#### ②「みんなで活かす緑」の目標（緑の交流活動への参加目標）

「みんなで活かす緑」の目標として、「緑の交流活動への参加人数及び団体数の増加により、緑の質の向上や緑の持つ多面的な機能の維持、市民等の緑への意識の醸成を図っていくことを目指します」としていました。

目標値に対する現況値は下表のとおりで、一定の参加団体や参加人数を維持しており、市民等との協働による緑の活動が継続されています。

表 緑の交流活動への参加目標と現況値

	旧緑の基本計画策定時 (平成22年度)	目標年 (平成32年度)	現況 (令和元年度末)
活動参加団体数※1	21団体	50団体	51団体
活動参加延べ人数※2	320,000人	350,000人	314,000人

※1 ひめじ街路樹アダプト制度※延べ登録団体数、CSR※活動

※2 公園愛護会年間清掃活動延べ人数、緑の相談所年間来所者数、イベント参加人数  
(記念樹配布、ひめじ植木いち、ひめじ緑いち、里山※ボランティア)

③「みんなで創る緑」の目標（都市公園及び施設緑地\*の整備面積）

「みんなで創る緑」の目標として、「都市公園及び施設緑地整備を進め身近に憩える空間を創出することにより、レクリエーション機能や防災機能等の向上を目指します」としていました。

目標値に対する現況値は下表のとおりで、目標とする10㎡/人には及ばないものの、今後人口減少が続くと予想されていることから、概ね目標水準に達しつつあると考えられます。

表 都市公園及び施設緑地の整備目標と現況値

	旧緑の基本計画策定時 (平成22年度)	目標年 (平成32年度)	現況 (令和元年度末)
都市公園	9.22㎡/人	10.0㎡/人	9.35㎡/人
施設緑地	13.37㎡/人	14.2㎡/人	13.46㎡/人

(現況値の内訳)

種類	種別	現況値				
		[令和元年度末現在]				
		箇所数	面積(ha)	1人当*1 公園面積 (㎡)		
都市公園及び都市公園に準ずる公園緑地(施設緑地)	都市公園等	住区基幹公園	街区公園	803	91.53	1.73
			近隣公園	30	46.27	0.88
			地区公園	12	44.26	0.84
		都市基幹公園	総合公園	7	141.75	2.68
			運動公園	1	8	0.15
			運動公園に準じる施設	3	70.87	1.34
		小計(基幹公園等)		856	402.68	7.62
		特殊公園	風致公園	1	0.45	0.01
			風致公園に準じる施設	4	88.18	1.67
	小計(特殊公園等)		5	88.63	1.68	
	緑地等	緩衝緑地	1	72.83	1.38	
		都市緑地	9	9.12	0.17	
		河川緑地	50	48.57	0.92	
		緑道	6	11.26	0.21	
	小計(緑地等)		66	141.78	2.68	
	小計(都市公園等)・・・①		927	633.09	11.97	
	都市公園以外・・・②		37	9.33	0.18	
小計(①+②)		964	642.42	12.15		
都市公園のみ(準ずる施設及び②を除く)		920	474.04	9.35		
広場	市民広場	2	0.69	0.01		
	スポーツ	133	28.91	0.55		
	チビッコ	173	8.94	0.17		
	小計(広場)・・・③		308	38.54	0.73	
その他・・・④		10	3.47	0.07		
墓園・・・⑤		1	27.50	0.52		
総計(①+②+③+④+⑤)		1,283	711.93	13.46		

\*1 都市公園のみは都市計画区域人口(507,194人)で、その他は全て行政区域人口(528,765人(R2.4.1))で算出している。また、小数点処理の関係で総計値は合わない。  
公園の用語説明は参考資料1参照

## 2) 施策の達成状況

旧緑の基本計画で位置づけられた施策の達成状況は以下のとおりです。

### ①「みんなで守る緑」の施策

旧緑の基本計画に位置づけられた施策	達成状況
①近郊樹林地等 <sup>*</sup> の保全 ②里山林及び農地の保全 ③固有の自然的・歴史的環境の保全 ④優れた森林環境の保全 ⑤水辺空間の保全 <具体的施策等> 保安林 <sup>*</sup> ・自然公園 <sup>*</sup> 、造林事業・里山ふるさとづくり事業の推進、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）、保存樹 <sup>*</sup> ・保護地区の指定、ふるさと水辺空間再発見事業、保全配慮地区 <sup>*</sup> の検討、里山防災林整備・緊急防災林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期未整備都市計画公園廃止区域に対する緑地保全の検討や、里山ふるさとづくり事業、自然公園、自然緑地保護地区<sup>*</sup>、動植物保護地区<sup>*</sup>、保存樹等の指定継続などにより緑の保全に取り組みました。</li> </ul>

### ②「みんなで活かす緑」の施策

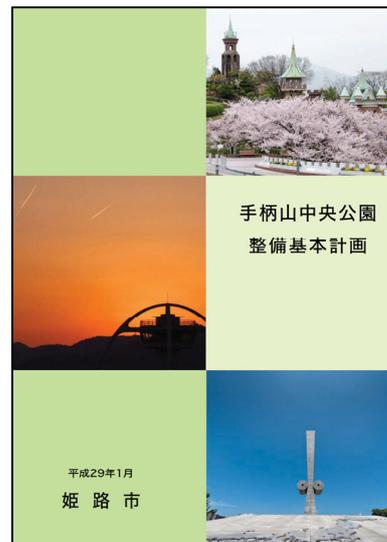
旧緑の基本計画に位置づけられた施策	達成状況
①既存ストックの利活用 ②CSR活動を通じた緑の保全 ③緑づくりに関する広報、PRの推進 <具体的施策等> ひめじ街路樹アダプト制度の推進、里山ふるさとづくり事業、広報紙「ひめじの緑」の発行、緑化指導員による地域への緑化指導・相談事業の推進、緑化イベント（ひめじ植木いち・ひめじ緑いち、ひめじ花と緑のコンクール、「さぎ草」栽培展）の開催、CSR活動（企業の森づくりなど）、公園愛護会による公園管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存公園施設の長寿命化や「姫路市パークマネジメントプラン」を推進する等、既存ストックの利活用を進めています。</li> <li>CSR活動を通じた緑の保全については、現在4団体が森林保全活動等に関わっており、一定の成果が得られています。</li> <li>緑づくりに関する広報、PRの推進については、各種イベントの開催に取り組み一定の参加人数を維持している他、アダプト制度登録団体数も増加しており、市民等との協働による緑の活動が継続されています。</li> </ul>

### ③「みんなで創る緑」の施策

旧緑の基本計画に位置づけられた施策	達成状況
<p>①シンボルや拠点となる緑の整備 ②都市公園の整備の方針 ③身近な緑の創出 ④水と緑のネットワーク形成 ＜具体的施策等＞ 都市公園整備事業、チビッコ広場整備事業、スポーツ広場公園整備事業、長期未整備公園の見直しや整備プログラムの策定、ひめじ花と緑のコンクールの推進、民有地緑化助成事業等の推進、緑のカーテンコンテスト、姫路まちごと緑花大作戦（記念樹の配布、こども緑化事業の推進、グリーンバンク事業の推進等）の展開、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、地区計画、緑地協定、県民まちなみ緑化事業、街路・道路事業、河川環境整備事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンボルや拠点となる緑の整備については、姫路公園の整備や手柄山中央公園の再整備計画を策定しました。</li> <li>都市公園の整備の方針については、長期未整備公園の見直しを行うとともに公園整備プログラムを策定することにより、今後の整備方針を定めました。</li> <li>身近な緑の創出については、宅地開発等に伴う公園や広場の整備を進めてきました。</li> <li>水と緑のネットワーク形成については、アダプト制度を継続している他、民有地緑化助成事業による緑化に取り組んでいます。</li> </ul>



姫路市パークマネジメントプラン



手柄山中央公園整備基本計画



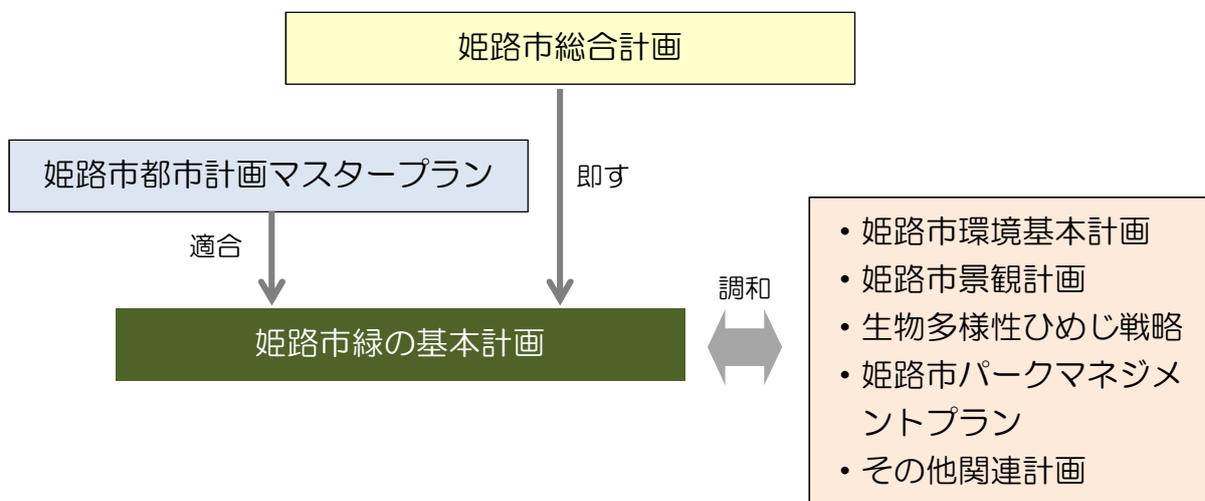
姫路市都市公園整備プログラム

## 第2節 計画の位置づけと目標年

### (1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第3項において、「本基本計画は、環境基本法第15条第1項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第8条第2項第1号の景観計画区域をその区域とする市町村にあっては同条第1項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない」とされています。

そのため、本計画は、次のような上位関連計画と整合を図りながら定めます。



### (2) 目標年

本計画の基準年は令和2(2020)年度末とし、概ね20年後の長期目標を見据えながら、今後の社会動向の変化や姫路市総合計画等との整合性の確保を図るため、令和12(2030)年度末を中間目標年とします。